

日清「戦後経営」論

— 天皇制官僚機構の形成 —

はじめに

一九〇〇年代は、世界史の転換点であると同時に、日本国内の政治・経済・軍事・外交・教育・文化の全般にわたる一大転換点でもあった。世界史的には帝国主義体制が成立し、中国をめぐる欧米列強の領土的再分割競争が激化してくる。この国際情勢の変化の影響をうけるなかで、日本資本主義も早熟的に帝国主義国へと転化していった。日清戦争での勝利は、明治維新以来の藩閥官僚による明治国家建設の方向が一応の成功であったことを保証するかにみえたが、たちまち三国干渉にあって、日本の支配層は一種の「政治的恐怖」の状態に陥った。維

中 村 政 則

新以来の国内体制・外交の基本線を、二〇世紀の世界に対応できるように再編成していくこと、このことが改めて支配層に緊急の課題として提起されたのであった。かくして、三国干渉を契機に国内には「臥薪嘗胆」「富国強兵」のスローガンが充満するにいたる。

明治二八年三月頃を境に「戦後経営」という言葉が、政界・軍部・財界・ジャーナリズムなどで盛んに使用されはじめるが、これこそ日清戦後のわが国の進路を決定した最高の国策方針にほかならない。かくして支配層は、軍備拡張・殖産興業・教育・植民地領有の四つを基本的な柱とする「戦後経営」に本格的にのりだし、日本国民は日清戦争前とは比較にならないほどの急激な変化の渦

中に投げこまれていく。

「戦後経営」とは、一言にしていえば来るべき対露戦に備えての日本社会の帝国主義的編成替の総体を指すと筆者は考えるが、その全内容はきわめて多面的であつて、これまでのように「戦後経営」＝軍拡という単純な図式では、とても把えきれないような複雑な構造をもつていた。

この点について、筆者はすでに「日本資本主義確立期の国家権力―日清「戦争経営」論⁽¹⁾」(一九七〇年度『歴史学研究』別冊特集)においてその基本構造を確定しておいたが、小稿ではそこで充分展開することのできなかつた若干の論点について再論することにした。とくに本稿では、近代天皇制＝国家論との関連を意図しつつ、日清戦後における天皇制官僚機構の形成に一個の視点を定めていくことにする。

(1) 小稿は、この前稿と叙述が重複する部分があるので、予めお断りしておきたい。

一 軍部の構想

日清「戦後経営」の中心的課題は、何よりもまず軍備

拡張にあった。「戦後経営」においてもっとも重要かつ焦眉の課題が、軍事力増強にあることをいちはやく提起したのは時の陸軍大臣山県有朋である。明治二八年四月一五日、下関条約調印の前々日に山県はつぎのように注目すべき内容の「軍備拡充意見書」を上奏している。すなわち、「従来ノ軍備ハ専ラ主権線ノ維持ヲ以テ本トシタルモノナリ、然レトモ今回ノ戦勝ヲシテ其ノ効ヲ空フセシメス進ンテ東洋ノ盟主トナラント欲セハ必スヤ又利益線ノ開張ヲ計ラサル可カラサルナリ、然リ而シテ現在ノ兵備ハ以テ今後ノ主権線ヲ維持スルニ足ラス、何ソ又其ノ利益線ヲ開張シテ以テ東洋ニ覇タルニ足ル可ケンヤ⁽¹⁾」

この上奏案は、つぎの点で画期的意義をもっている。

第一にロシアのシベリア鉄道建設が完成に近づいていることを計算にいれつつ、近い将来に対露戦が必至となるであろうこと、また日清戦後は東アジア世界が、英仏独露等の帝国主義諸列強の角逐の最大場となるであろうことを先駆的に認識しつつ、その中で日本が「東洋の盟主」としての地位を確保するには軍事力の増強を早急にはからなければならぬと主張する。しかもその場合

には、従来の「主権線の維持」という防衛的な戦略思想から「利益線の拡張」という攻撃的侵略主義的な戦略思想に転換しなければならないことを強烈に主張している点で、この上奏案は画期的内容をふくんでいた。そしてかかる軍事戦略思想にたつ軍備拡張計画が日清「戦後経営」の基本方向を規定していったことにまず注意がむけられなければならないのである。

第九議会議を開会を前に、陸軍は「軍備拡張案」を伊藤内閣に提出しているが、この軍拡計画にも当然、山県構想が貫徹している。

明治二八年九月、陸軍は参謀本部起家による「陸軍軍備拡張案」および「陸軍々備拡張理由書」を作成、また同年十一月四日には陸軍大臣と参謀総長との連名で「軍備拡張上奏案」を提出して、軍拡の基本方向を提示した。その骨子は周知のごとく、一―六師団から一三師団までの七師団の新設、騎兵および砲兵各二師団の増設、砲台建設と兵器の製造改良、旅団・師団編制の拡張と改革等をふくむものであったが、この軍拡案作成の背後にはつぎのような戦略認識が前提されていた。すなわち、日清戦争の結果「列國ヲシテ頓に視線ヲ東洋ニ傾注セシムル

ニ至リ、東洋ノ運命ヲ決スルノ日轉々近逼シ來ラントス」と把握して、東アジア世界が帝国主義諸列強の角逐の場としてクローズ・アップしてきた点を強調する。この列強の進出にわが国はどう対抗すべきか。そのためにはもはや防衛的姿勢にとどまっていることは許されず、すすんで攻撃的防禦の姿勢を固める必要がある。軍拡の方針も当然この線にそって立案・計画されるべきであって、

「帝国ガ主権ヲ皇張シ、国利ヲ保護セムガ為ニハ此レヲ以テ唯一無二ノ手段ト為シ、他ニ藉ルベキノ通ナキヲ確信スルナリ」と攻撃的軍事力の増強を国家的課題の第一に設定するのである。参謀本部が、いわば軍拡を日清戦後におけるわが国の至上命令的課題として設定しなおしている点をここでは注目しておかねばならない。

この点は、海軍についても同様であった。海軍の軍備拡張計画は、当時海軍省軍務局長であった山本権兵衛が立案の中心にたった。陸軍の軍拡計画が寺内正毅・東条英教・井口省吾らの将佐官クラスおよび川上操六・田村怡与治らの参謀本部次長を中心に推進されていることを考えると、日清戦後にははやくも藩閥官僚の系列とは異なる軍部官僚が政策の立案・計画の過程で実質的権限を

行使していることが看取されるのであって、この点のちに想起されなければならない重要な論点となることをあらかじめ注意しておきたい。

それはともかく、海軍（山本権兵衛）の軍拡方針の基本線はつぎの点にあった。⁽¹⁾「三国干渉」の経験にたつてみれば、英・仏・露の三国は単独で艦隊を東洋に派遣してくる力はあるが、その他はこの三国のいずれかと連合してこないかぎり単独でわが国に対抗する戦力をもたない。したがって、日本海軍は英・仏・露のどれか一国か、このいずれかの一国に他の劣勢なる国が連合して攻めてきても、これに対抗し、優越できるだけの艦隊を備えることが急務である。また、日清戦争の黄海海戦での「教訓」に徴しても、砲力の大きいしかも「船体の防護一層堅固な甲鉄艦船」を備えなければならない。こうして海軍は、甲鉄艦隊を主体とする主船艦隊と巡洋艦・駆逐艦・水雷艇を中心とする「補助隊」の編成とを主軸とする拡張計画を提出して、第九議會に臨もうとしたのである。

以上のように、陸・海兩軍は、ほぼ明治二八年一〇月ごろまでに軍拡計画の基本的骨子をかためていたのだが、

この拡張計画を実現するためには陸軍で約九、〇〇〇万円（八カ年計画）、海軍で約二億一三〇〇万円（一〇カ年計画）の巨費を要することが予想された。軍備拡張を焦眉の課題とする一点においては朝野ともに一致という政治的雰囲気はあったものの、問題はそのため財源を誰の負担において、いかに調達するかにあった。かくして、日清「戦後経営」のもっとも困難な問題として戦後財政計画が「戦後経営」の重要課題として浮びあがってくるのである。この戦後財政計画の立案・作成を担ったのは、いうまでもなく大蔵省当局であった。

(1) 大山梓編『山縣有朋意見書』二三一頁。

(2) 信夫清三郎・中山治一編集『日露戦争史の研究』六八頁。

(3)、(4)、(5) 『秘書類纂 財政資料』中巻、所収。

(6) 小山弘健『近代日本軍事史概説』

(7) 海軍省編『山本権兵衛と海軍』九九—一〇二、三四九頁。

二 大蔵省の構想

大蔵省における「戦後経営」構想は、第八帝國議會閉会の翌日（明治二八年三月一七日）、伊藤博文が内閣の

一部を改造して、松方正義を大蔵大臣に任命し、松方に「戦後経営」の天命を下したのにはじまる。⁽¹⁾松方は、この天命をうけて戦後財政計画の立案を当時の大蔵省主計官阪谷芳郎に命じた。約五ヵ月後の八月一四日、阪谷は「戦後財政計画案」を松方蔵相に手渡し、翌一五日松方はこのプランを伊藤内閣に提出した。松方の提出したこの財政プランが、有名な「松方大蔵大臣提議財政前途ノ経画」⁽²⁾であって、ここには松方、阪谷ラインに代表される大蔵省当局の「戦後経営」構想の基本的特徴が示されている。

松方は、欧州列国が三国同盟をむすび、またロシアのシベリア鉄道が五年以内に建設完了の予定とみて、日本の「軍備ノ拡張ハ実ニ一日モ緩ニスヘカラス」と軍拡を刻下の急務とする。そしてそれに応ずるためには、一、軍拡財政の年次計画をたてるべきこと、二、軍拡に依じられるだけの財源および民力の負担の程度を慎重に測定すべきこと、三、財政膨脹に対応できる国力の発達方法を真剣に考えなければならぬことの三点をあげる。この基本姿勢にたつて松方、阪谷は、明治二九年以降の「戦後経営」の最重要課題を一、陸海軍の拡張、二、製

鋼所設置、三、鉄道・電話の拡張においた。ここにみられるように、大蔵省当局は、軍拡一本槍の主張をもつ軍部の「戦後経営」構想とは明らかに異なる構想をもっていた。たとえば先の上奏案で山県有朋が軍拡の緊急性を力説しつつ「是ニ至ツテ豈ニ亦費用ノ大小租税ノ軽重ヲ論スル暇アラランヤ」と財源および国民の担税力を軽視した軍備拡張の一点を強烈におしだしているのと違って、松方、阪谷らは軍拡を至上命令的課題としつつも、問題はその軍拡を可能ならしめる経済力をいかに培養するかに力点をおいているのであって、両者はこの点ですどい対照をさえ示しているのである。

この大蔵省の「戦後経営」構想の特色をもっとも端的に表現しているのは、明治二八年一〇月一三日、阪谷芳郎が専修学校理財学会秋季大会で行なった講演「戦時及戦後経済」⁽³⁾であろう。この講演で阪谷は、日清戦後の経済問題にふれて、ほぼつぎのように主張している。現在、軍備拡張が叫ばれ、それもある程度までは増強していかねばならないが、そのための増税は「農民の負担は重くせず成るべく経済発達の上に妨害を与えぬ便利な方法」をとらなければならない。そのためには清国からの賠償

金の運用をよほどうまくやらなければならぬが、それと同時に「商業を進め貿易を進めて往く」ためにも「殖産の力と云ふものを増さねばならぬ」、この殖産の力を増すためにはどうしても鉄道・電話の拡充をめざし、さらに信用（＝公債）の力を色々に働かせる必要がある。そのためには長期低利の貸付機関（＝興業銀行・農業銀行）をつくって、「其土地の信用を現金に引直す工風を付けなければならぬ」と。以上のように阪谷は、この講演で日清戦後経済の問題点を増税の方法、賠償金の使途、殖産興業の三点にしぼって説明し、大蔵省の「戦後経営」構想の焦点がどこにあるのかを明らかにしたのであった。

松方蔵相が先に伊藤内閣に提出した財政意見書の中にこの阪谷の主張がほぼ全面的に盛り込まれていることはいうまでもない。たとえば、『経画』において「農民ノ負担ヲ重クスルハ国家経済上得策ニアラス、況ンヤ我国農民ノ負担ハ既ニ偏重ニシテ維新以来常ニ地租軽減ノ政策ヲ取り来リタルヲヤ、故ニ断シテ行フヘカラス」と地租増徴を第一次増税案にふくめていないこと、あるいは「交通運輸ノ便ヲ開発シ以テ農商工業ノ隆盛ヲ計リ興業

銀行農業銀行ヲ起シ資本融通ノ潤沢ヲ充分ナラシムルハ」「戦後ノ経済ニ最モ急務トスル所ナリ」として、八幡製鉄所建設・鉄道・電話の拡充とならんで勸業銀行・農工銀行の創設を「戦後経営」の重要な一環として位置づけているのも、以上のような大蔵官僚の構想からでてきたものだったのである。

陸海軍とはかなり異なる「戦後経営」構想を大蔵官僚が抱いていたのにはそれなりの背景があった。それを知るためには、かれらの対外認識・経済観にまで立入ってみなければならぬ。阪谷は、日清戦争を境に東洋における国際政治情勢は「平穩ノ平和」からいわゆる「武装サレタル平和」(Armed Peace)に転換したとみる。とくに三国干渉は、わが国の戦後財政計画が単なる戦後の整理にとどまらず、さらに将来に備えるための新しい国防の充実を目標とするものでなければならぬことをはっきりと示した⁴。かくて阪谷にとって軍備拡張は、戦後日本の至上命令と認識されたが、問題はその財源をいかに捻出するかにあった。阪谷は、軍拡のための増税は止むをえぬとしても、そのことによって国力が衰微することをおそれた。「陸軍と云ひ海軍と云ふ、元来不生産的

なものであるから若し無くして済めば是程結構なことはない⁽⁵⁾」とのちに阪谷自身がのべているごとく、戦後の軍拡財政は、一步あやまれば「国家不治ノ禍害」をもたらし、「国勢ヲシテ永ク萎縮不振ニ陥ラシメン」危険のあることをかればつよく認識していた。そのため阪谷は戦後財政計画の基本は、軍拡と同時に日本の経済力を増していくことにあるとし、殖産興業を「戦後経営」の重要な柱として設定するのである。いうまでもなく阪谷のこのような「戦後経営」構想はかれの経済観と密接にむすびついていた。その経済観とは一言でいえばこうである。日本経済が世界資本主義の連鎖の一環に完全に編み込まれた今日においては、わが国は「世界的経済から分離せる一国単独的の経済主義」からすみやかに脱却して「世界的経済主義」にすすまなければならぬ。さもなければ、日本は「他国の圧力により独立の実を失ふ」であろうという認識をかれはもっていた⁽⁶⁾。ではどうすればよいのか。

「商工立国論」⁽⁷⁾あるいは「事業主義」⁽⁸⁾の立場にたつて、日本の経済力を増進させて先進資本主義国に対抗していく以外にない。これが阪谷の経済戦略の基調をなしてた。それ故に、阪谷は軍拡のための増税(とくに第一次増税

案)においても、できるかぎり民力を衰微させないように財源をさがす努力を試みている。尤も、阪谷のこの努力といえども、日本の総武装化路線の貫徹(第二次増税―第一三議会の地租増徴)によって簡単に葬り去られてしまうものでしかなかったのだが。

とはいえ大蔵官僚の以上のような「戦後経営」構想はひとり阪谷だけに固有のものではなかった。たとえば阪谷とともに「大蔵省の双壁」といわれ、かつ戦後財政計画の直接の担当者であった添田寿一(大蔵書記官)も同様の経済観をもっていた。

添田はいう。「農工商三者兼備は立国の根本」であつて、わが国は「農工商三者鼎立の方針」をとるべきで、「軍備は軍備其のものが最終の目的ではなく、平和維持の爲め即ち武裝的平和の爲め」にのみ必要であるにすぎない⁽⁹⁾。むしろ「国政の根本主動者は国民である」ことを認識し、「帝国々民たるもの須らく経済的日本の発展に向ひ全力を傾注しなければならぬ」⁽¹⁰⁾と。かくして、添田は「世界的産業主義」の立場にたつて、「産業的外交」の方針をわが国の国是とすることを主張するのである⁽¹¹⁾。添田が第九議会で、政府委員として勸業銀行法・農工銀

行法の成立・通過に努力を傾け、また「農工商高等会議」で工場法の必要性を日本ブルジョアジーの最上層部に力説してやまなかった背景には、かれのこのような経済構想が存在していたことを見落すわけにはいかないのである。⁽¹²⁾では、軍部・大蔵省とならんで「戦後経営」推進の一環を担った農商務省はどうであったろうか。

(1) 『阪谷芳郎伝』一五八ページ以下参照。

(2) 伊藤博文公編『秘書財政史料』中巻、五二ページ。なお、この史料は『明治財政史』第一巻第一編第三章にも「明治二十八年松方大蔵大臣ノ提出セル財政意見書」と題して掲載されているが、後者の史料には末尾が削除されていることに注意。削除部分は、松方が「経画」を提議するにあたって、酒造税則の改正と營業税法の制定を不可避とし、そのためにはただちに臨時議會を召集すべきだとの爆弾的動議を伊藤内閣につきつけた部分にあたる。伊藤内閣は、これにたいして八月二四日、「内閣意見書」を草して、松方の主張を却下した。そのため、翌二五日、松方は早くも蔵相を辞退し、かわって渡辺国武が再び蔵相の地位にくることとなったのである。

(3) 『東京經濟雜誌』明治二十八年一月二日号。

(4) 『阪谷芳郎伝』

(5) 「海軍拡張論」(阪谷芳郎著『日本經濟論』大正元年刊)三二四ページ。これは日露戦後に執筆されたものだが、

阪谷のこの考えは日清戦後にあった考え方といつてよい。

(6) 前掲書八八九―八九〇ページ。

(7) 前掲書一一一―一二二ページ。

(8) 前掲書三三一―三三二ページ。

(9) 添田寿一著『富国策論』(明治四四年刊)二七一―二七三ページ。

(10) 前掲書二八二―二八三ページ。

(11) 前掲書四三頁。添田のこの見解も、日露戦後に論述されたものだが、かれが日清戦後すでに以上のような考えを抱いていたことは、帝國議會、農工商高等會議等に政府委員として答弁しているときの発言内容からも判断できる。

(12) 勿論、このことによって阪谷・添田ら「専門官僚」の進歩性を高く評価しようというのではない。たとえば工場法についていえば、添田は明らかに「労働力保全論」「階級闘争防止論」の観点から工場法の必要を力説している。この段階では軍部が軍拡一本槍の立場、ブルジョアジーが個別資本的立場に固執しているのに対し、むしろ「専門官僚」は總資本的観点にたつて構想している。天皇制の「強靱な生命力」はその絶対主義的人民統治の方式とともに、こうした「専門官僚」による巧妙な「支配の論理」に支えられていたことに注意を喚起しておきたいのである。

三 農商務省の構想

「戦後経営」にかんする農商務省の構想は農工商高等會議の検討のなかからもっとも端的に知ることができる。⁽¹⁾農工商高等會議とは、日清「戦後経営」の一環として設置されたものであり、同會議出席議員は大藏省・農商務省・外務省・通信省等の中堅官僚と主要都市商業會議所会頭、金融・保険・船舶・貿易ブルジョアジエのトップクラスおよび帝国大学の教授など學識経験者によって構成されていた。同會議はいわば日清戦後におけるわが國農工商業にかんする最高基本方針を決定する農商務省の諮問機關的位置をしめるものであって、明治二九年四月に規則が作成され、第一回會議を明治二九年一〇月に、第二回を同三〇年三月に、第三回は同年三月に規則改正したあと三一年一〇月に開催している。概括的にいって、農工商高等會議はたんなる諮問機關ではなく、官僚主導の下とはいえ日清戦後の經濟政策に日本ブルジョアジエの最上層部の意見を反映させかつそれを法案として実現させていくことを意圖した「実業界ノ參謀本部」⁽²⁾にほかならなかつた。

では、かかる性格をもつ農工商高等會議設置の構想はどのようなして生まれたのだろうか。この点に手がかり

を与えているのは「仏國商工務大臣ヨリ發シタル日本トノ商業ニ付回文寫」⁽⁴⁾である。この一史料はつぎの点を明らかにしている。すなわち、「世界各國ノ獨立ハ兵戰ト商戰トノ二途アルノミ」。わが國が日清戦争で軍事的勝利をおさめたことは歐米各國も熟知している。しかし、わが國が内外の商戦でどの程度の実力をもっているかは未定で、歐米各國はいずれもこれを刮目している。したがって、わが國が兵戰であげたと同じように「偉大ノ功績」をあげようと欲するならば、まずその方針をたてなければならぬ。しかし、この商戦において、政府が放任主義をとることは不適當である。すでに「歐米各國ハ從來農工商ノ事業ハ専ラ人民ニ放任シタルノ政策ヲ更メ、今ヤ將ニ政府ニ於テ之ヲ誘導スルノ傾向ヲ現出」している。「故ニ我政府目下ノ急務ハ將來ニ於ケル商戦ノ方針組織及順序ヲ確定スル」ことにある。しかもその計画・実行にあたっては政府だけでなく「専ラ農工商業者ノ意見ヲ聞キ」またその力に依存しなければならぬ。

「故ニ先ヅ農工商高等會議ヲ開設シ政府ニ於ケル學識實歴アル官吏及民間ノ經驗アル者ヲ選擧シテ其議員ニ任命シ、速ニ會議ヲ開キ以テ將來ニ於ケル我邦ノ商戦ノ方

針・組織及順序ヲ確定」せられんことを熱望する。

この史料は誰が執筆したのか不明だが、おそらく金子堅太郎農商務次官かその輩下の中堅官僚に相異なる。いづれにせよ、これによって農工商高等会議が、欧米先進資本主義国の経験に学びつつ、国際商業戦、国際貿易競争に日本が勝ちぬいていくための最高基本方針を決定する「諮問府」として構想され、かつ同会議が「戦後経営」の重要な一翼を担わされていることが判明する。われわれが軍部、大蔵省とならんで、農商務省の線を重視する理由もこの点にある。

では、農商務省は日清「戦後経営」においていかなる構想の下にどのような政策的提言を行ない、かつそれをどう具体的な政策として実現させていったのだろうか。

まずその構想からみていくことにしよう。

第一回農工商高等会議において、大隈重信外務大臣と金子堅太郎農商務次官は実に興味ある演説を行なっている。大隈の演説の特徴はつぎの一点にあるといつてよい。「貿易ハ世界ノ平和ヲ保ツニ最モ必要ナル力デアル、総テノモノ殆ント如何ナル政治上ノ防禦ト雖トモ商業ニ及バナイ」「若シ戦争ヲ為ソウトシテモ商業上ノ関係ガア

レバ一朝ニシテ事ノ破壊スルヤウナコトハナイ、此力ハ余程強イモノデアル」「中々政治家ヤ軍人ガ支配スルヨリ余程強イ力ヲ以テ支配スルモノデアル」⁽⁵⁾

軍部の武力主義にたいする大隈の商業主義・貿易主義の立場がここには示されている。大隈はこの両者を対立したものとではなく、いわば武力主義と商業主義とのバランスのとれた結合を説いているわけだが、「強兵」のみを主張する山県系軍部官僚に対比すれば、どちらかというと「強兵」の基礎にある「富国」に力点をおいて、この農工商高等会議の運営をはかろうとしていることが読みとれる。また、大隈はその意図の実現のためには実業社会の指導者ブルジョアジー上層部の協力をえなくては不可能と認識していた。

このような大隈の経済構想をもっと具体的かつ鮮明に提起しているのは金子堅太郎農商務次官⁽⁶⁾であった。金子は、まず、「戦後経営」を「明治初年ノ維新」に對比して「農工商業ノ維新」ととらえる。そしてこの「農工商業ノ維新」を達成するためには、「官民一致協同」して海外貿易の拡大をはかることに最大の努力を傾むけなければならぬという。そのさい、農産物輸出中心のわが

国の貿易方針は、すでに時代遅れと批判する。ではどうすればよいのか、金子は「海外貿易ヲ擴張スルニ就テ工業ノ方針ハ、二途ニ出ツルヨリ外アルマイ」として、「工業立国論」「貿易環節論」を提起する。すなわち、「工業国、即チ工業ヲ以テ立国ノ基トスル」決意の下に「欧米ノ文明国ニ向ツテハ……我邦固有ノ物産、生糸・茶又ハ美術工芸品、其他彼国に於テ経済的ニ製造シ能ハヌ、非常ニ手数ヲ要スル工芸品ヲ売込」み、「亜細亜ノ劣等国ニ向ツテハ、欧羅巴ノ先進国カラ教ヘラレタル学理、彼等カラ輸入シテ来タ所ノ器械即チ紡績器械、其他器械ヲ以テ造リタル物、羅沙・織物・洋紙・玻璃器其他ノ品物ヲ売込ム」貿易方針を確立しなければならぬと。この金子の「戦後経営」構想は、すでに日清戦争直後に固められていたものであった。かれは明治二八年五月から一一月にかけて「日清戦争と我実業者」「戦勝後の経済界に就て」「日本将来の工業」「工業立国策」「坐商主義と行商主義を論じて戦後の経済計画に及ぶ」等の一連の文章を発表しているが、その基調は、世界貿易の拡大・複雑化にともなう先進資本主義国の影響がストリートに日本にも及んできていることをふまえて、その中でわ

が国が伸びていくには何よりも積極的な貿易方針を確立していくことが先決であると力説する。坐商主義（国内に籠居して世界需用者の来るを待つ）消極的貿易方針）をすてて、行商主義（世界のあらゆる所に進出して以て需用を求める）積極的貿易方針）を執り、もって「我商権を拡張」すべきことを声を大にして主張しているのも、以上のような文脈において理解すべきものである。また、このような経済構想を背景に「日英商工同盟の必要」⁽⁸⁾（明治三一年二月執筆）をいち早く提起したのも金子であった。金子は、わが国の資本欠乏を重視し、その対策として外資輸入をはかるべきことを力説する積極的外資導入論者であったが、この線上において日英商工同盟論が打ちだされてくる。すなわち、英国は「機械と資本を供給して後方勤務の任に当り」日本は「労働者と企業家を以て先鋒隊を組織」して協力しあえば、「亜細亜の商工業は日英両国の掌中に帰するを得ん」と。明らかにかなように金子は、「極東の憲兵」「東亜の盟主」論にたつ軍部とは違つて、先進帝国主義への金融的従属をふかめつつイギリスの「先鋒隊」として東アジア諸国への経済的侵略をおしすすめていくこと、ここに「戦後経

「營」の基本戦略をおいているのであった。

では、このような構想を背景に金子堅太郎に代表される農商務省は、具体的にはどのような政策を「戦後経営」策として提起しているか。それを端的に示しているのは、農商務省が農工商高等会議の第一回と第三回会議とに提出した計一八個の諮問案と明治三十一年の金子の「戦後経営ニ付農工商高等実業ニ関スル演説草案」⁽⁹⁾中の五つの事業計画であろう。いま、そのすべてを列挙するならば以下の通りである。

第一回農工商高等会議への諮問案は、

- 一、清国長江航路調査員派遣ノ件
 - 二、海外金融機関ノ件
 - 三、税関監督保税倉庫設置ノ件
 - 四、重要輸出品販路拡張ノ件
 - 五、海外通信ノ件
 - 六、海外保険ノ件
 - 七、職工ノ取締及保護ニ関スル件
- の七件であり、第三回会議への諮問案は
- 一、外資輸入ノ要否並其ノ方法如何
 - 二、本邦貨幣制度ノ変革ニ因リ対外国貿易上ニ及ホシ

タル利害ノ件

- 三、農商工業ニ関シ新条約実施準備ノ件
- 四、工場法制定ノ件
- 五、中央工業試験所設置ノ件
- 六、地方工業試験所国庫補助法制定ノ件
- 七、土地整理法制定ノ件
- 八、第五回内国勸業博覧会ノ件
- 九、農商工業ニ関スル統計ノ整理ニ関スル件
- 一〇、海外移民ニ対スル方針如何

一一、漁業法制定ノ件

の二一件におよんでいる。さらに先の「演説草案」で金子は、「地方長官」にむかって「目下最モ急務ト認ムル所ノ」殖産興業案として、

- 一、産業組合法案
 - 二、府県農事試験場及農事講習所ノ国庫補助
 - 三、蚕種検査法案
 - 四、職工ノ保護及取締
 - 五、水産博覧会、の五つを提起している。
- 以上のことから、農商務省が「戦後経営」の一環としていかに多くの経済構想をうちたて、かつこれを具体

的な政策として実現させようと努力していたかがよくわかる。周知のごとく、これら二三の案件に関連するものうち帝国議会の協賛をえて、法案として実現したものは、航海奨励法・造船奨励法・害虫駆除予防法・移民保護法(以上第九議會)、蚕種検査法・保税倉庫法(以上第一〇議會)、耕地整理法・府県農事試験場国庫補助法(第一三議會)、産業組合法・保険業法(第一四議會)、漁業法(第一五議會)等であった。⁽¹⁰⁾ そのほか法案として成立しないまでも、海外金融機關の充実をはかるために横浜正金銀行は資本金を六〇〇万円から一、二〇〇万円(明治二九年三月)に、さらに二、四〇〇万円(同三二年九月)へと一挙に四倍に増額することを決定するなど、農商務省の貿易拡大方針を側面から援助する措置を講じているのである。農商務省が大蔵省とともに「戦後経営」の推進力として予想以上の役割を演じていたことがこの点からも確認できるであらう。

こうして第九議會にはじまる戦後の帝国

第1表 政府提案件数の可否決の推移

	提出件数	修正・可決	未了・否決
第1議會	10	5	5
2	16	2	14
3	9	5	4
4	21	12	9
5	18	1	17
6	29	23	6
7	2	2	0
8	15	13	2
9	104	88	16
10	62	46	16
11	8	0	0
12	50	18	32
13	117	104	13
14	71	64	7
15	36	32	4
16	44	15	29
17	14	0	0
18	12	7	5
19	0	0	0
20	19	19	0

資料：『議會制度七十年史』—帝國議會議案件名録

議会は、日清戦争前とは全く局面を一変させ、官僚主導による諸政策が次々と成立・可決していった。第1表にあるとおり、第一議會から第八議會に提出された政府案は一二〇件、そのうち可決乃至一部修正による議會通過をみたのはその半数の六三件にすぎない。ところが第九議會になると、この一議會だけで実に一〇四の政府案件が提出され、その八五%に当る八八件もが議會を通過し

議会は、日清戦争前とは全く局面を一変させ、官僚主導による諸政策が次々と成立・可決していった。第1表にあるとおり、第一議會から第八議會に提出された政府案は一二〇件、そのうち可決乃至一部修正による議會通過をみたのはその半数の六三件にすぎない。ところが第九議會になると、この一議會だけで実に一〇四の政府案件が提出され、その八五%に当る八八件もが議會を通過し

ている。これを第一四議会まで含めて考えれば、第一一議会が翌日解散であったにもかかわらず、この間に四一二の政府提出案件のうち、約七八%の三二〇件が法案として成立しているのである。政府と民党との対立・抗争に彩られた二〇年代の初期議会と違って、「戦後経営」期の帝国議会がいかに重要な位置を占めているかがわかる。換言すれば、帝国議会が日本資本主義の再生産を媒介するものとして機能しはじめるのは、日清戦後のことであって、ここにも「戦後経営」が日本資本主義の確立を起動づけ、かつその帝国主義転化を促進せしめた重要な政治的契機を構成していることが看取されるのである。その意味で、初期議会と日清戦後の議会とは質的な機能変化を伴っており、このことは二〇年代の議会と三〇年代の議会とを天皇制国家論との関連で位置づける際には重要な一論点となることを指摘しておかなければならない。

さて、以上筆者は日清「戦後経営」の構想を軍部・大蔵省・農商務省の順にしたがってかなりくわしく検討してみた。それはほかでもなく、つぎの一点を強調したか

ったからにはほかならない。従来、日清「戦後経営」を問題にする場合、研究者はこれを軍備拡張の問題としてだけ把えるきらいがあったように思う⁽¹¹⁾。たしかに軍拡が「戦後経営」の基軸をなしていたことは疑いないが、それにもかかわらずその軍拡を可能にする手段・方法は実にさまざまであったばかりでなく、実は「戦後経営」そのものにしても、これまで想像されていた以上に、俗に言えば「馬鹿デッカイ」ものだったのである。換言すれば、明治三〇年代の日本社会の構造をトータルに把握するためには「戦後経営」の徹底的究明は不可欠であって、この点を明確に自覚してこなかった三〇年代研究は、いくつかの点で重大な弱点をもっていたといわざるをえない。そのために日本近代社会の基本骨格が構造的に定置し確立するこの重要な時期をとりあげるにあたっても、本来なら当然分析の対象とされるべきテーマが見落されてしまったり、あるいは分析の視角、方法においても見るべき前進をとげることができずに、総じて通説的見解の枠内で問題を処理するにとどまってしまう傾向が強かったのである。

たとえば、地主制研究において勸銀・農工銀行法、産

業組合法、農会法、耕地整理法など一連の農業法を、これまでは地主的農政の枠内でとらえるのが常識であったが、すでに見たとおりそれでは全く不十分なのであって、これらは日清「戦後経営」の一環としてとらえないかぎり、所謂「地主的農政の確立」の歴史的意義すらきちっと位置づけることはできなくなってしまうのである。また、政治史においても、日清戦後というとすぐに政党政治の展開とかブルジョアジーの政治的進出とかいったことが論ぜられるだけであって、この段階における国家意志決定の仕組みや全政策決定の起動力あるいはイニシアティブが何処にあったのかを明確にできずにいるといつてよい。そしてこうした常識的発想が支配的であったがために、それに影響されて天皇制国家論Ⅱ研究の発展が制約されるという研究状況が長いこと再生産されてきたのであった。たとえば、支配階級内部においてブルジョアジーより地主の方が優位であれば地主ブルジョアの天皇制と規定し、その勢力関係が逆転するとブルジョア地主的天皇制と規定するなどといった安易な天皇制研究の現状を想起するだけで十分であろう。

そこで小稿では、最後に、冒頭の問題提起に答えるた

めにも、上述の分析結果をふまえながら、明治三〇年代における官僚機構の変化を跡づけ、そのことによって天皇制国家論Ⅱ研究への連繫をはかっていくことにしたい。

- (1) 同会議の審議内容については、第一回と第三回の『農工商高等会議議事速記録』（明治三〇年四月刊と明治三二年一月刊）を参照。なお、『渋沢栄一伝記資料』第二三巻には第一回議事録の全文と第三回議事録の一部が収録されている。
- (2) 明治三〇年三月の規則改正によって、農工商高等会議は、海外貿易にかんする事項を審議する諮問機関から、さらにすすんで「農工商ニ関スル総テノ重要ナル事項ヲ諮問スル機関」となった。前掲『伝記資料』第二三巻、二八五ページ参照。
- (3) 第三回会議における「農商務大臣大石正巳君演説」参照。第三回『速記録』五〇ページ。
- (4) 『秘書類纂実業・工業資料』全、一八三ページ以下参照。この史料は年欠だが、作成年月は明治二八年末―同二九年四月と推定される。
- (5) 第一回『速記録』一三ページ、『伝記資料』第一六巻、二八八―二八九ページ。
- (6) 第一回『速記録』一五―三一ページ、『伝記資料』第二三巻、二九〇―三〇〇ページ参照。
- (7) 金子堅太郎著『経済政策』（明治三五年刊）参照。本

書は金子が明治二十七年七月から同三五年一〇月にかけて執筆した経済論文計五一編が収録されており、この時期の金子の経済構想をもっとも手短かに知ることのできる基本資料である。

- (8) 金子前掲書、三〇七—三一〇ページ。
- (9) 『秘書実業・工業資料』全二五四ページ。
- (10) 『議会制度七十年史』帝國議会議案件名録、参照。
- (11) たとえば、前島省三「ブルジョアジーの政治的進出」(岩座)『日本歴史』近代4)は、「戦後経営」||大規模な侵略戦争の準備と等置しているが、これでは「戦後経営」の多面性、複雑性を的確につかめず、したがって一九〇〇年代の全体構造に切り込む有効な視角として「戦後経営」を位置づけることはできない。

四 天皇制官僚機構の成立

(1) 天皇制官僚の台頭 すでに述べたように、日清「戦後経営」における政策決定の主導権を握っていたのは終始一貫官僚であった。しかもその官僚の主要部分が、なんらかの藩閥に属しているというのではなく、政府留学生として海外に派遣されたり、あるいは東京大学や帝国大学で学ぶなどして新知識や技術を身につけた「専門官僚」であったところに日清戦後の特徴があった。たとえ

第2表 (明治19年)

氏名	役職	出身
郷松尾渡中与大加田中	造善武雄人輔 善臣国元守直 尾国元守直 渡中与大加田中	旧幕臣 京士 高島分 大薩長 薩摩 薩摩 肥前
出納主計税庫預銀国関	兼納計税庫預銀国関	局長 局長 局長 局長 局長 局長 局長

は、戦後財政計画の中心を担った大蔵次官田尻稻次郎はエール大卒、主税局長目賀田種太郎はハーバード大卒であり、「大蔵省ノ双壁」といわれた阪谷芳郎、

添田寿一はいずれも明治一七年東大卒の、「専門官僚」の第一号であった。

このように日清戦後になると、各省庁の官僚の人的構成は大きく変化してくる。なかでも大蔵官僚の人的構成は、明治一〇・二〇年代と三〇年代とでは著しく変化している。第2・3表は、明治一九年第一次伊藤内閣、松方正義蔵相時代の大蔵官僚幹部と明治三二年第二次山県内閣、松方蔵相時代のそれとを比較してみたものであるが、その変化は歴然としている。一九年では薩長肥の藩閥に属する所謂藩閥官僚の方が多く、藩閥以外の官僚は

第3表 (明治32年)

氏名	役職
田尻 次郎	官長
阪谷 芳郎	局長
目賀田 種太郎	局長
松尾 臣善	局長
荒井 賢太郎	局長
神野 勝次郎	局長
片山 貞吉	局長
早川 千次郎	局長
若槻 子直	局長
金 藤盛	局長
下 阪	局長
永 浜	局長
	蔵計局長
	主税局長
	理財局長
	予算課長
	計課長
	税課長
	内務課長
	経理課長
	銀行課長
	国債課長
	国庫課長

幕臣あがりの郷を別にすれば、松尾、渡辺、中村の三人にすぎない。ところが三二年になるとその構成は一変し、大学出でない松尾臣善をのぞき阪谷、荒井、若槻らの帝國大学出身者が課長クラスのポストを占めるにいたっている。この点は農商務省についても同様であって、明治二六年に藤田四郎が農務局長に就いたのを初めとして、以後三〇年代に入ると、志村源太郎(工務局長)、有賀長文(同上)、木内重四郎(商務局長)、美濃部俊吉(同上)といった東大官僚が、同省の重要ポストを占めるようになるのである。そのほかくわしくは述べないが、法制局、内務省、外務省においても、明治二五、六年頃から東大出身の参事官、書記官が次第にふえはじめ、明治

三一、二年になれば各省庁の部局はこれらの「専門官僚」によってほとんど占拠されてしまうのである。ちなみに四五府県のうち東大卒の府県知事が何年に出現しているかを調べてみると、日清戦争から日露戦争までの期間に一二名、日露戦争から大正政変までが二四名で、あとの九名が大正三年以降に県知事になっていることがわかる。⁽²⁾従って、大局的にいえば官僚機構における東大官僚の一元的支配は日露戦後にはほぼ完成したものと見てよい。官僚機構において藩閥支配から一個の学閥支配へと転換したのが帝國主義体制の成立期に照応しているということ自体、天皇制下の大学の本質をよく示しているが、それは官吏の採用制度にも端的に示されている。周知のごとく、東京大学が帝國大学へと名称変更したのは明治一九年三月の帝國大学令によってであった。これによって帝國大学は、「国家ノ須要ニ応スル學術技芸ヲ教授」することを使命づけられ、いわば国家的課題に従属した学問研究を強制された。ついで明治二〇年七月に文官試験試験補および見習規則が制定されて、奏任官になるには高等試験、判任官になるには普通試験に合格しなければならぬとされた。(ただし、帝國大学の法科

大学と文科大学の卒業生は無試験で試補になれる特権を与えられた。それと同時に官吏服務規律が作成され、官吏は天皇の官吏と明記され、また地位の上下による命令と服従の関係がはっきり定められた。そして明治二六年一〇月には、文官試験規則の改正と文官任用令の制定があって、官僚体制に政党と議会の勢力がおよばないよう布右がうたれた。さらに明治三二年三月、第二次山県内閣の下で、文官任用令の全文改正が行なわれると同時に、文官分限令、文官懲戒令がだされた。これによって勅任官の自由任用の道がとざされる一方、官吏は身分保障をうけるとともに天皇の官吏としての行動をきびしく規制されることとなった。この文官三法こそは、天皇制官僚機構（「専門官僚」制）成立の法的制度的メルクマールにはかならない。

このように政府は、帝国大学の学問研究、教授内容を規制し、かつ帝国大学卒業生の官吏としての採用制度を改正・強化する過程において、帝国大学を天皇制官僚機構の不可欠の一環に組み込んでいくと同時に、官僚機構を政党・議会にたいする相対的に独自の機関として人的にも機構的にも整えていったのである。こうして官僚機

構が整備され、官僚の社会的権威が高まっていくにつれて、自由民権期の明治青年の天下熱は、明治二、三〇年代にかけて立身熱へと変化し、有能な人材は帝国大学を媒介に天皇制官僚機構へ、次々と吸収されていった。⁽³⁾たとえば、この時期大蔵省に試補として採用された者を年別別にみるならば、「明治二三年には床次竹二郎（のち内務省に転じ地方局長、内相、政友本党総裁、鉄相、逓相）、二四年には水町袈裟六（理財局長、日銀副総裁、会計検査院長）、二五年には若槻礼次郎（主税局長、蔵相、内相、首相）と荒井賢太郎（主計局長、農商相）、二八年には浜口雄幸（専売局長、蔵相、内相、首相）と勝田主計（理財局長、蔵相、文相）など」の学士が採用されており、かれらはいずれも三〇年代に課長のポストに就いて大蔵省の諸政策の決定過程で実質的権限を行使するようになるのである。

また、明治三〇年代には、数次の機構改革によって現在の大蔵省機構の原型が形成されたことに注目しておかなければならない。すなわち、『大蔵省百年史』（別巻）によって明治一九年、同二五年、同三一年の部局編制をみるならば、一九年の一房一局四九課は次第に簡素化されていき、二六年の整理、三〇年代前半の機構改革に

よってはじめて官房四課と主計・主税・理財の三局に整理・統合されて、今日の大蔵省機構に近い姿をとるようになったことが判明する。また農商務省については、大蔵省ほど明確な形をとってはいないが、その商工行政機構は明治一四年の創立以来何回かの機構改革を行なって明治三〇年代には一段と整備されるにいたった。すなわち明治一八年末、内閣制度の成立にともなって、各省官制の大改革が行なわれ、その一環として農商務省管轄下の事務もいっそう整理された。ついで同一九年、二四年、三〇年、三一年の数次の改革が進められ、農商務省機構は官房、農務、商務、工務、山林、鉱山、水産、特許の七局と製鉄所とによって整備、統合される。

以上のように、明治三〇年代の官僚機構は人的構成からみても、行政機構の面からみても明治一〇・二〇年代とは異なる局面を示しつつあり、資本主義確立に照応するところの体制を整えつつあったといえる。こうした中で、天皇制官僚は政党・議会にたいし一定の相対的独自性を保持しながら、諸政策決定の主導権を掌握しつづけていくことになるのである。

最後に、天皇制権力を問題にするかぎり、軍部について

第4表 海軍艦船拡張沿革

明治3年	提出	第1回	拡張案	×
6年	"	第2回	"	×
8年	"	第3回	"	○
14年	"	第4回	"	×
15年	"	第5回	"	△
18年	"	第6回	"	×
21年	"	第7回	"	△
22年	"		"	△
23年	"	第8回	"	×
24年	"		"	△
25年	"	第9回	"	×
26年	"		"	×
27年	"	第10回	"	○
28年	"	第11回	一期	○
29年	"		二期	○
35年	"	第12回	三期	×
36年	"		"	○

注 ○成立、×不成立、△一部不成立。資料：「山本権兵衛と海軍」274頁

でもふれないわけにいかない。すでに述べた通り、日清「戦後経営」の基軸はあくまでも軍拡にあった。このことは、必然的に経済の軍事化をもたらし、また軍部勢力の肥大化を促進せずにはおかなかった。軍備拡張が、日清戦後の政治・経済にいかにか大きな規定的作用をおよぼしたかは次のいくつかの事実を指摘するだけでも十分であろう。

まず、日清戦争を境にして軍拡の歯止めがほとんど失なわれてしまったことである。第4表をみられたい。第4表は、明治初年から日露戦争直前にいたるまでの海軍拡張案の推移を示したのだが、明らかなように軍拡の

第5表 陸軍首脳構成

氏名	地位	就任年月日	出身県
児玉源太郎	陸軍大臣	明治33年12月23日	山口
中村雄次郎	次官兼軍務局長	31. 1. 14	三重
川上操六	参謀総長	31. 1. 20	鹿児島
寺内正毅	" 次長	33. 4. 25	山口
田村怡与造	参謀本部総務部長	33. 4. 6	山梨
松川敏胤	第一部長	35. 5. 5	仙台
福島安正	第二部長	32. 1. 16	長野
上原勇作	第三部長	32. 1. 16	宮崎
東条英教	第四部長	32. 1. 16	岩手

注) 『歴代顯官録』より作成。

スピードは日清戦争を境に一変している。第一回から九回までのうち、無修正で成立したのは第三回のわずかに一回にすぎず、あとは一部成立しないし不成立の場合が圧倒的に多い。ところが第一〇回以後になると、明治三五年第一七議会の地租増徴継続をめぐる紛糾のために第一二

第6表 海軍首脳構成

氏名	地位	就任年月日	出身県
山本権兵衛	海軍大臣	明治31年11月8日	鹿児島
齋藤実	" 次官	31. 11. 10	岩手
諸岡頼之	軍務局長	31. 11. 10	東京
伊東祐享	軍令部長	28. 5. 11	鹿児島
伊集院五郎	" 次長	31. 11. 10	"

注) 第4表に同じ。

回第三期計画が不成立に終わったのを除けば、いずれも無修正で成立しているだけでなく、その規模もいっそう大型化するにいたっている。この海軍の拡張は、そのままその後の財政計画を規制し、また財政軍事化の主要な原因となった。そればかりでなく、軍拡計画の実現は、日本資本主義の軍事的再編成を軌道づけ、日本資本主義を、文字通り軍事機構Ⅱキイ産業を「旋回基軸」として組み替えていく決定的な契機となった。こうした軍拡計画の急速な進展にもなつて

軍部勢力も、日清戦争前とは異なる様相を示してくる。まず、明治二〇年、一万六百人であった陸軍の現役武官数は、同三年に約二万二千人に、海軍のそれは明治二〇年二千八百人であったのが同三年には約七千人へと急増した。それに伴って軍部内部とくに上層部

の人的構成も変化してくる。

第5・6表は、明治三〇年代の陸海軍の首脳部の構成を示したものが、直ちに気付く点は軍部においても、薩長閥以外の官僚がそろそろ台頭しはじめているという点であろう。勿論、先の大蔵・農商務省と違って、軍部はなお薩長の二大閥が陰然たる力をもっているが、それでも軍政、作戦などの重要ポストに薩長閥以外の軍部官僚が起用されはじめていることは、この時期の特徴として注目される。たとえば、陸軍では軍政の基本線を決定する軍務局長に、三重出身の中村雄次郎が次官兼仕で就任しているし、参謀本部においても総務部長に田村、第一部長(作戦)に松川、第二部長(情報)に福島、第三部長(後方)に上原、第四部長(兵器)は東条といった新たな軍部官僚が就いている。また、海軍においても、岩手出身の齋藤実が海軍次官に、東京出身の諸岡頼之が軍務局長に起用されている。そしてすでに述べたごとく、「戦後経営」における軍拡計画は、実質的にはこれら軍部官僚によって、立案、作成されたのであった。

機構面においても、明治三〇年代に大きな変化がみられる。明治三三年現役武官大臣制が定められて軍部にた

いする政党勢力の容喙をチェックし、これによって軍政を軍人の一元的支配の下に置いたことは周知のとおりである。また、明治一一年に参謀本部条例が制定され、統帥権独立の礎石がすえられた。以後、同一九年参謀本部条例改正、同二年参軍官制・陸軍参謀本部条例、同二年参謀本部条例・海軍参謀部条例と制度改革が次々と行なわれ、陸軍は天皇に直属する参謀本部により海軍は海軍大臣の下にある海軍参謀部によって軍令事項を管理することとした。尤も、軍部については、文官庁と異なり日露戦後の変化の方が大きい。二億円で戦われた日清戦争と一七億円の巨費を要した日露戦争とは、その影響力において格段の差があった。とくに軍部は、「韓国併合」以後、植民地における軍事的支配を通じて、いっそう自己を独自の勢力として確立させる基礎を得るようになる。ここに日清戦後と日露戦後との大きな違いが認められるのだが、大局的にいえば以上の検討から明らかのように、天皇制軍部、官僚機構は、「戦後経営」の過程で天皇制官僚、軍部官僚を輩出させながら、相対的に独自の内実を整えていったということができよう。かくして、天皇制権力の官僚的・軍事的機構は、明治維新に

出発点をおきながらも、むしろその原型は、厳密にいえば日清「戦後経営」の過程でつくりだされ、日露戦後に確立したというべきであろう。⁽⁷⁾

(1) 『歴代頭官録』(大正十四年刊) 参照。

なお、天皇制官僚という概念は、研究史上、必ずしも明確でない。筆者は、明治二〇年以降「天皇の官吏」として採用された、主として帝国大学出の特権官僚を本来的な意味での天皇制官僚と規定し、藩閥官僚とは一応区別すべきであると考える。

(2) 同書参照。

(3) 升味準之輔『日本政党史論』第二巻、五〇頁。なお、同書第四巻一八七頁以下には、「国家官僚制が生産する美談と残酷さ」の事例が、いくつかあげられていて興味深い。これを読んで気付くのは、文官三法制定以前と以後とは官僚の資質・スケールがかなり違ってきているのではないかということである。

たとえば『阪谷芳郎伝』、添田寿一「半生の奮闘」(『富国策論』所収)、若槻礼次郎『古風庵回顧録』などを読むと、かれらがいずれも強烈な立身出世欲をもっていることは、文官三法以後の帝大卒業生と共通しているのだが、その勉強の仕方なり自己鍛練の仕方は比較的気楽なものを感じる。また、大蔵省への採用のされ方もわりと簡単なものであった(たとえば『古風庵回顧録』四一―四四頁参照)。

ところが、文官三法以後、官僚になっていった者は、受験体制にしめつけられていったためであろう、受験能力本位となり、また激しい競争にうち勝つために、その自己鍛練の仕方は異常をきわめるようになる。たとえば、山県治郎(明治四〇年東大卒、内務属、警保局勤務)の場合には、自己修養の徳目表草案をつくって、次のような自己規律をみずからに課している(升味、前掲書、一九一頁以下参照)。

すなわち、かれが日々実践しようとしたことは「眼光を鋭くす、口を開きて笑わず、喜怒を色に表わさず、不要の言を発せず、語氣に力を入れる、即答せず」とか、「人の弱点を見出し之によりて他を制すること、我が胸中を他人に窺はしめず、我に従はざるものは粉碎せんとするの勢を示す」等。またこれとは逆に「功名心を大にし英勇気象を持続す、嫉心争気を去りて人の善美を愛す、快活なる会話、学業を励して人後に落ちざること」とある。こうしてかれは、大学に入ってから、この徳目表にしたがって自己を鍛練したという。その方法は、一日の自分の行為を反省して採点する。五項目五〇点満点。某月二日「妄想を排し色情を抑す」四点、「正確勤勉熱心集中」四点、「沈着不躁冷静不熱」六点、「威容威言威動」四点、「英勇気象を持し天空快調を養ふ」五点、計二三点。一三日二〇点、一四日二二点。及第点は三〇点ということなので、連日落第ということになるが、まさに「涙ぐましい」(升味氏)というか

すさまじい自己訓練ではある。文官三法体制下の受験競争、官吏養成制度の生み出した人間(官僚)の典型というべきかも知れない。国民は、このような官吏を「お上」としてうやまっていたのである。

(4) 川上秀正「財政史裏ばなし——明治の大蔵新官僚の誕生」

生」『ファイナンス』昭和四三年一月号。

(5) 『大蔵省百年史』上巻、二四三頁。

(6) 『商工行政史』上巻、二〇五—二四一頁、四七四頁。

(7) 前掲拙稿「日本資本主義確立期の国家権力」参照。

(一橋大学助教授)